

茨城県弁護士会のウェブサイトにお越しいただきましてありがとうございます。

さて、私は、2010年（平成22年）4月1日付けで茨城県弁護士会会長に就任致しました秋山安夫です。

茨城県弁護士会は、弁護士法によって設立された公法人であり、茨城県内に法律事務所を開設している全ての弁護士及び弁護士法人によって構成されています。弁護士は、弁護士法により、「基本的人権を擁護し社会正義を実現することを使命とする」と定められていますので、皆様から依頼を受けて仕事をする場合でも、この使命に基づいて行うことになっています。そして弁護士会は、弁護士の強制加入の団体として、弁護士の品位の保持、事務の改善進歩を図るための指導、連絡及び監督に関する事務を行うことになっています。

名称としては、明治28年ころは茨城弁護士会が使われていたようですが、明治38年ころには、水戸弁護士会の名称が出ています。戦後の昭和24年12月に再び茨城弁護士会となり、昭和39年11月に水戸弁護士会に変わり、平成6年に現在の茨城県弁護士会となっています。会員数も、昭和の初めころは、40名台でしたが、徐々に増えて平成4年当時は、77名となり、平成16年4月には97名となりました。その後激増し、平成22年3月時点では、水戸支部に97名、土浦支部に59名、下妻支部に16名の合計172名に達し、平成4年ころと比べると2倍以上も増加しています。これは司法改革を行い、法律による解決の担い手としていわゆるリーガルサービスを拡充するために、司法試験の合格者を増大させたことによるものです。このように当会には、皆様のお役に立てる弁護士が多数となりましたので、皆様が何らかの紛争その他でお困りになり、その解決の糸口が見つからない場合には、気軽に弁護士に声をかけて相談していただきたいと思っています。

昨年5月からは、一般市民が重大な刑事事件に裁判員として直接参加する制度が始まっています。この制度は、市民の司法参加として、司法を真に国民のものにするために取り入れられた画期的なものですが、それだけに市民の皆様の協力なしに成

り立ちません。弁護士会としては、すこしでも皆様の負担を軽減させて安心して参加できるように引き続き制度の改善に努力し、今後は県民の視点に立って裁判員裁判の検証体制をどのようにしてゆくのかを考えて参りたいと思います。

茨城県弁護士会では、一般的な民事、刑事、家事の相談の他に、消費者相談や民事介入暴力の相談なども取り扱っています。また全国に先駆けて行われている法教育についても、今年度も益々充実させていきたいと思っています。最近では経済情勢も厳しく弁護士を依頼したくても費用の調達が困難という方もいらっしゃるかと思いますが、そのような方のためには、法テラスと連携をとりながら法的サービスができるように配慮していますので、ご気軽に相談いただきたいと思います。詳しくはこのホームページでご参照ください。

今後とも弁護士会への皆様のご期待に応えられるよう努めたいと思います。弁護士会への皆様のご意見もぜひお寄せください。